

市道の認定について

次のとおり市道の路線を認定する。

2013年（平成25年）2月18日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

整理 番号	路線名	起 点	幅員 m	延長 m
		終 点		
1	鵜沼	鵜沼松が岡五丁目6361番72地先	4.5	25.9
	890号線	鵜沼松が岡五丁目6361番68地先		
2	鵜沼	鵜沼海岸六丁目3929番3地先	4.5 ～ 5.0	35.3
	891号線	鵜沼海岸六丁目3929番10地先		
3	鵜沼	本鵜沼二丁目3076番6地先	5.0	50.0
	892号線	本鵜沼二丁目3075番1地先		
4	辻堂	辻堂元町四丁目5416番9地先	6.0	44.3
	588号線	辻堂元町四丁目5418番3地先		
5	村岡	村岡東二丁目12番19地先	4.5	40.6
	475号線	村岡東二丁目12番16地先		
6	村岡	渡内三丁目2番4地先	4.0	42.5
	476号線	渡内三丁目573番1地先		
7	村岡	宮前字後河内426番12地先	4.5	34.9
	477号線	宮前字後河内426番14地先		

8	藤沢	鵜沼神明四丁目386番1地先	4.5	39.3
	739号線	鵜沼神明四丁目387番4地先		
9	明治	羽鳥四丁目637番33地先	5.0	16.2
	479号線	羽鳥四丁目637番29地先		
10	湘南大庭	大庭字城山5253番27地先	4.5	30.0
	461号線	大庭字城山5253番34地先		
11	六会	亀井野字下屋敷添1485番2地先	4.5	38.5
	864号線	亀井野字下屋敷添1485番4地先		
12	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3588番12地先	4.5	67.8
	378号線	遠藤字菖蒲沢境3588番38地先		
13	遠藤	遠藤字菖蒲沢境3639番8地先	4.0	25.0
	379号線	遠藤字菖蒲沢境3639番13地先		

提案理由

鵜沼890号線ほか12路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提出する。

参 考

道路法 抜粋

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

- 2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

- 3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。